

No. 5

令和7年（6月）

第2回定例会  
専決処分の報告

熊谷市



## 目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第 1 2 号	熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	水 道 課	1
第 1 3 号	熊谷市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	公園緑地課	3
第 1 4 号	損害賠償の額の決定及び和解について	社会教育課	5

報告第12号

専決処分の報告について

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年3月31日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を改め、同号を同条第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

第4条第2号を改め、同号を同条第4号とし、第1号の次に2号を加える改正規定のうち同条第2号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第13号

専決処分の報告について

熊谷市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年5月1日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

報告第14号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年5月22日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

## 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

### 1 損害賠償の額及び内容

18,746円

自動車修理費

### 2 損害賠償の相手方

### 3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

## 事件の概要

令和6年12月16日（月）午前9時25分頃、社会教育課職員が国道140号において庁用車を運転し、広瀬483番4地先を直進していたところ、同路線を走行中の相手方車両の左側面と接触し、相手方車両を損傷させた。

